証券コード　７７３４
平成 28 年 6 月 3 日

株　主　各　位

東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
理研計器株式会社
代表取締役社長　小　林　久　悦

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　このたびの「平成28年熊本地震」により被災された皆様には、心よりお見舞い申しあげます。
　さて、当社第110回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月27日（月曜日）午後５時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月28日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都板橋区小豆沢二丁目８番25号
　理研計器株式会社　本社別館会議室
　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第110期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第110期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
議　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.rikenkeiki.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、米国や欧州では内需が支えとなり、概ね緩やかな景気回復が続きました。一方、中国経済の減速や資源国における資源価格の下落の影響もあり、依然として先行き不透明な状態が続いております。

わが国経済は、年内は政府・日銀の財政・金融政策を背景に企業収益や雇用情勢の改善が見られました。一方、年明けからは各国金融政策の変化や資源価格の下落等の経済環境の変化により、全体としては景気は若干減速する状況となりました。

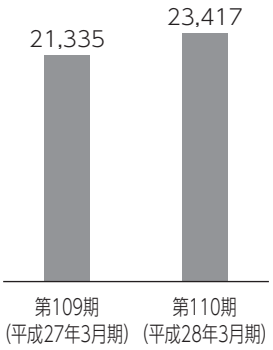
当社グループの属する産業防災保安機器業界におきましては、依然企業間競争は厳しいものの、主要顧客の設備投資に対する持ち直しもあり、好調に推移しました。

このような情勢のなかで、当社グループは、生産の合理化による原価低減、徹底した経費の削減、積極的な営業活動の展開、新製品開発への積極的投資、品質管理体制及びサービス体制の充実に取り組んでまいりました。

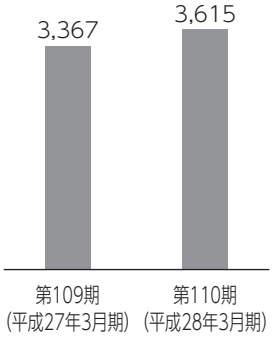
これらの諸施策の結果、当連結会計年度の売上高は234億１千７百万円（前連結会計年度比9.8％増）、営業利益は36億１千５百万円（前連結会計年度比7.4％増）、経常利益は38億６千１百万円（前連結会計年度比1.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は25億７千４百万円（前連結会計年度比4.4％減）となりました。

（単位：百万円）

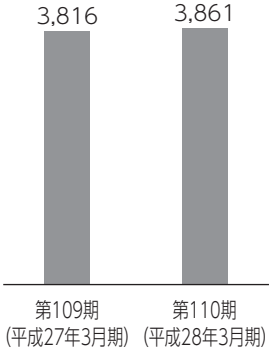
売上高



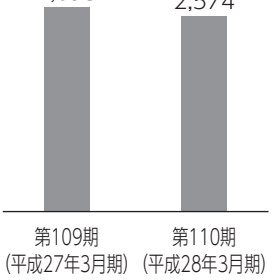
営業利益



経常利益

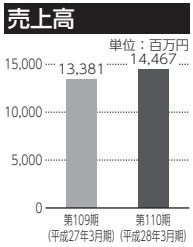


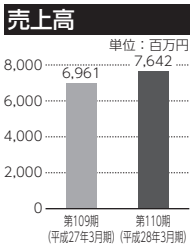
親会社株主に帰属する当期純利益

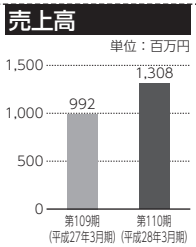


次に、機種別の売上の概況をご説明申しあげます。

定置型ガス検知警報機器 **売上高** **144億６千７百万円** （前連結会計年度比8.1％増）	半導体業界の設備投資が回復したこともあり、国内外の大手半導体工場や半導体製造装置メーカー向けに「スマートタイプガス検知部　ＧＤ－７０Ｄ」が販売を伸ばしたことに加え、関連したガス監視システムや工事の売上が増加しました。 また、国内外のリチウムイオン電池製造装置メーカー向けに、「炉内セフティモニター　ＳＤ－２５００」が販売を伸ばしました。 防爆型ガス検知部も吸引式の「ＧＤ－Ｄ５８シリーズ」に続き、拡散式の新製品「ＧＤ－Ａ８０シリーズ」が発売開始されたことで、国内の石油化学業界向けのリプレースを中心に、販売が好調に推移しました。 この結果、売上高は144億６千７百万円（前連結会計年度比8.1％増）となりました。
可搬型ガス検知警報機器 **売上高** **76億４千２百万円** （前連結会計年度比9.8％増）	最大６種類のガスが同時検知可能な新製品「ポータブルマルチガスモニター　ＧＸ－６０００」が販売開始され、アメリカを始め国内外で好調に販売数を伸ばしました。 また、「ポータブルガスモニター　ＧＸ－８０００／ＲＸ－８０００」もノルウェーやシンガポール、韓国など、海外の船舶業界を中心に販売を伸ばしました。 この結果、売上高は76億４千２百万円（前連結会計年度比9.8％増）となりました。
その他測定機器 **売上高** **13億８百万円** （前連結会計年度比31.9％増）	都市ガスを中心とした国内外のエネルギー供給業界向けに「防爆型熱量計　ＯＨＣ－８００」の販売が好調に推移し、売上の増加に貢献しました。 この結果、売上高は13億８百万円（前連結会計年度比31.9％増）となりました。







②　設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は７億６百万円であり、その主なものは、試験・研究設備及び生産設備の更新であります。

これに要した資金は、全額自己資金により充当しております。

また、当連結会計年度に増資あるいは社債発行などによる資金調達は行っておりません。

（2）直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 107 期 (平成25年３月期)	第 108期 (平成26年３月期)	第 109 期 (平成27年３月期)	第 110 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
受注高(百万円)	19,141	20,580	21,689	24,065
売上高(百万円)	19,802	20,180	21,335	23,417
経常利益(百万円)	3,099	3,634	3,816	3,861
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円)	2,025	2,314	2,693	2,574
１株当たり当期純利益（円)	87.27	99.73	116.07	110.97
総資産(百万円)	34,888	37,249	41,293	43,141
純資産(百万円)	27,287	29,552	32,775	34,354
１株当たり純資産額（円)	1,175.67	1,273.39	1,412.43	1,480.49

②　当社の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 107 期 (平成25年３月期)	第 108 期 (平成26年３月期)	第 109 期 (平成27年３月期)	第 110 期 (当事業年度) (平成28年３月期)
受注高(百万円)	18,628	19,888	20,872	23,273
売上高(百万円)	19,286	19,492	20,523	22,618
経常利益(百万円)	2,282	2,580	2,451	3,360
当期純利益(百万円)	1,576	1,646	6,086	2,268
１株当たり当期純利益（円)	67.77	70.79	261.73	97.56
総資産(百万円)	28,545	30,020	36,977	38,788
純資産(百万円)	21,103	22,434	28,897	30,184
１株当たり純資産額（円)	907.47	964.73	1,242.68	1,298.04

(注)　当社は、平成27年１月１日を効力発生日として、当社の連結子会社である理研サービス株式会社、理研計器西日本サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社を吸収合併いたしました。

第109期（平成27年３月期）において、被合併会社である、理研サービス株式会社、理研計器西日本サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社の３社から受け入れた純資産と、当社が所有する同社株式の帳簿価額との差額を「抱合せ株式消滅差益」として特別利益（4,261百万円）に計上いたしました。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社理研計器奈良製作所	50百万円	100%	ガス検知警報機器及び電子機器等の製造販売
台湾理研計器股份有限公司	30百万NT$	100%	ガス検知警報機器等の販売及びアフターメンテナンスサービス
理研計器商貿（上海）有限公司	1,191千元	100%	ガス検知警報機器等の販売及びアフターメンテナンスサービス

（注）台湾理研計器股份有限公司は、平成28年３月14日付で理研実業股份有限公司から商号変更いたしました。

（4）対処すべき課題

今後のわが国経済は、「平成28年熊本地震」による震災、円高・株安の負の連鎖や原油安の波及等による実態経済への影響が予断を許さない状況にあります。

産業防災保安機器業界におきましても同様の懸念材料が考慮され、震災や円高の影響を受けた企業の投資抑制が予想され、厳しい経営環境で推移するものとみております。

このような状況のもと、当社グループは結束力を高め、防災保安機器メーカーとして品質管理体制並びにサービス体制の更なる充実、ユーザーニーズを的確にとらえた新製品の開発、生産体制の効率化と省力化による原価低減、一層徹底した経費削減に努めると同時に、国内外での積極的な販売活動を展開し、全社をあげて今後の業績確保を図ってまいります。

現在の取り組み状況は次のとおりです。

・販売部門とアフターメンテナンス部門の連携をより一層強化するため、平成27年１月１日付で当社製品のアフターメンテナンス子会社３社を吸収合併しました。当事業年度は、ユーザーニーズに応えるため、下記のとおり拠点の新設・統合を行いました。

＜新設＞

石川県金沢市、兵庫県姫路市

＜統合＞

埼玉県鴻巣市、大分県大分市

・本社社屋の老朽化に伴い現在新社屋を建設中で、平成29年９月に竣工予定です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

（5）主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社の企業集団は、当社、子会社３社及び関連会社６社で構成され、ガス検知警報機器の製造販売を主な内容とし、さらにこれに関わるアフターメンテナンスサービスの事業活動を展開しており、これらの事業を１セグメントとしております。

事業内容の内訳は次のとおりであります。

区　　分	主　要　製　品　名	売上高比率(%)
定置型ガス検知警報機器	総合保安防災システム、毒性ガス検知警報装置、酸欠事故防止用検知警報装置、可燃性ガス検知警報装置、複合ガス検知警報装置	61.8
可搬型ガス検知警報機器	毒性ガス検知警報器、酸欠事故防止用検知警報器、可燃性ガス検知警報器、複合ガス検知警報器	32.6
その他測定機器	光波干渉式ガス測定器、光電子分光装置、自動プレス機の監視モニター、自動車用排気ガス測定器	5.6

（6）主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
開発センター	開発センター（埼玉県春日部市）
工　　場	函館工場（北海道函館市）
営　業　所	札幌（札幌市北区）、仙台（仙台市青葉区）、千葉（千葉市中央区）、神奈川（横浜市港北区）、名古屋（名古屋市中村区）、大阪（大阪市淀川区）、神戸（神戸市中央区）、広島（広島市安佐南区）、福岡（福岡市東区）、ほか11ヶ所
サービスステーション	札幌（札幌市白石区）、仙台（仙台市青葉区）、千葉（千葉県市原市）、東京（東京都江東区）、横浜（横浜市神奈川区）、名古屋（名古屋市中村区）、尼崎（兵庫県尼崎市）、広島（広島市安佐南区）、福岡（福岡市東区）、ほか21ヶ所

②　子会社

会　社　名	所　在　地
株式会社理研計器奈良製作所	奈良県桜井市
台湾理研計器股份有限公司	台湾　台南県
理研計器商貿（上海）有限公司	中国　上海市

（注）台湾理研計器股份有限公司は、平成28年３月14日付で理研実業股份有限公司から商号変更いたしました。

（7）従業員の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,015名（239名）	26名増（25名増）

（注） 従業員数欄の（外書）は、嘱託・臨時従業員等（年間の平均人員、１日８時間換算）及び人材派遣会社からの派遣社員（年間の平均人員）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
926名（203名）	20名増（19名増）	38.9歳	14.2年

（注） 従業員数欄の（外書）は、嘱託・臨時従業員等（年間の平均人員、１日８時間換算）及び人材派遣会社からの派遣社員（年間の平均人員）であります。
なお、従業員数は、当社から他社への出向者を除いております。

（8）主要な借入先及び借入額（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	970
第一生命保険株式会社	275
株式会社三井住友銀行	200
三井住友信託銀行株式会社	160
みずほ信託銀行株式会社	150

2．会社の現況

（1）株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　94,000,000株
② 発行済株式の総数　23,661,000株
③ 株主数　2,943名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	1,658	7.13
理研計器協力会社持株会	1,251	5.38
第一生命保険株式会社	1,200	5.16
株式会社みずほ銀行	1,135	4.88
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	982	4.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	916	3.94
理研計器従業員持株会	887	3.82
株式会社三井住友銀行	837	3.60
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン スペシャル オムニバス エス エル アカウント	752	3.24
長野計器株式会社	711	3.06

（注）１．持株比率は自己株式（406,711株）を控除して計算しております。
２．シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドから平成28年２月19日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成28年２月12日現在、2,620,300株（保有割合11.07%）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。

（2）新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員または子会社の役員及び従業員に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

（3）会社役員の状況

① 取締役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林 久悦	
取締役	松村 晃司	常務執行役員エンジニアリング本部長兼エンジニアリング部長 台湾理研計器股份有限公司 董事長
取締役	小谷野 純一	常務執行役員開発・生産本部長 株式会社理研計器奈良製作所代表取締役社長
取締役	石地 徹	執行役員営業本部長
取締役	松本 哲哉	執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長
取締役（監査等委員・常勤）	中野 信夫	
取締役（監査等委員）	服部 弘志	シティ法律事務所 所長
取締役（監査等委員）	田中 龍彦	
取締役（監査等委員）	尾坂 周作	

（注）１．取締役（監査等委員）服部 弘志、田中 龍彦及び尾坂 周作は、社外取締役であります。
２．当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
４．取締役（監査等委員）尾坂 周作は、金融機関での長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．台湾理研計器股份有限公司は、平成28年３月14日付で理研実業股份有限公司から商号変更いたしました。
６．取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。
安達 眞一、大谷 晴一、甚川 修三、安田 篤司、古布 真也
７．平成27年６月26日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役 角田 三男吉は任期満了により退任いたしました。
８．当事業年度中並びに平成28年４月１日付の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の担当及び重要な兼職の状況	異動後の担当及び重要な兼職の状況	異動年月日
松村 晃司	常務執行役員エンジニアリング本部長兼エンジニアリング部長 台湾理研計器股份有限公司 董事長	常務執行役員エンジニアリング本部長兼エンジニアリング部長	平成28年４月１日
石地 徹	執行役員営業本部長兼営業技術部長	執行役員営業本部長	平成27年４月１日
	執行役員営業本部長	執行役員営業本部長 台湾理研計器股份有限公司 董事長	平成28年４月１日

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	6	156
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	23 (8)
監査役 （うち社外監査役）	4 (3)	6 (2)
合計 （うち社外役員）	14 (6)	187 (11)

（注） 1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第109回定時株主総会において年額２億５千万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第109回定時株主総会において年額５千万円以内と決議いただいております。
4．上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含めております。なお、当社は、平成27年６月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、取締役（監査等委員）４名は移行前に取締役または監査役でありましたが、その支給額と人数につきましては、取締役または監査役に在任していた期間分は取締役（監査等委員を除く。）または監査役に、移行後の取締役（監査等委員）に在任していた期間分は取締役（監査等委員）に、それぞれ含めて記載しております。なお、合計に記載された人数は延人数であり実際の支給人員の合計は10名（うち社外役員３名）であります。

③　社外役員等に関する事項

a．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　　位	氏　名	兼　職　す　る　法　人　等	兼　職　内　容
取締役（監査等委員）	服　部　弘　志	シティ法律事務所	所長

（注）　当社とシティ法律事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

b．当事業年度における主な活動状況

	主　　な　　活　　動　　状　　況
取締役（監査等委員）服部弘志	当事業年度開催の取締役会９回、監査役会４回及び監査等委員会７回のすべてに出席し、弁護士としての経験・知見に基づき、発言を行っております。
取締役（監査等委員）田中龍彦	当事業年度開催の取締役会９回、監査役会４回及び監査等委員会７回のすべてに出席し、技術分野等における学識経験に基づき、発言を行っております。
取締役（監査等委員）尾坂周作	当事業年度開催の取締役会９回、監査役会４回及び監査等委員会７回のすべてに出席し、他社での経営経験・知見に基づき、発言を行っております。

c．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

（4）会計監査人の状況

① 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
1．当事業年度に係る報酬等の額	33
2．当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1．の金額はこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（5）業務の適正を確保するための体制

当社が内部統制システムとして決定した事項は、次のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます）は、企業が存立を継続するためには法令遵守の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、役員・従業員全員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

b．当社グループは、良き企業市民として法令遵守と環境保全に努め社会的責任を果たすため、「経営理念」及び「経営方針」を定めております。また、役員・従業員の共通の価値観・倫理観であり、行動のよりどころとなる「行動規範と行動指針」を定めコンプライアンス意識の維持・向上を図っております。

c．当社グループは、事業活動における遵法精神の徹底・強化を図ることを目的として社長を委員長とし社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置しております。

d．当社グループにおける企業倫理・遵法の一層の向上を図るため「内部通報制度（コンプライアンスホットライン）」を設置しております。

e．当社は業務執行部門から独立した経営監査室を設置しており、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に適宜報告することとしております。

f．監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査することとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録等取締役の職務の執行に係る情報を、法令及び「文書管理規程」等に基づき、その作成から利用活用、定められた期間の保存、廃棄に至るまで適切に管理することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．当社は、当社グループの企業価値を維持し、その向上を図るうえで管理すべきリスクを洗い出し、保安機器メーカーとして品質に関するリスクを重要なリスクとして認識し、製品の欠陥（クレーム）に対応すべく、品質に関する委員会を定期的に開催し、クレーム発生の事前防止及び再発防止策を講じる体制をとっております。また、各担当部署も、安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて必要に応じ規則を制定し管理することとしております。

b．当社は、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を組織して、「緊急事態対応マニュアル」に従い、会社全体として危機管理に対応することとしております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．当社は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、取締役会の承認を得ることとしております。

ｂ．当社は、定期的に取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況報告・実績管理等を行うこととしております。また、取締役会の下に、全取締役及び執行役員で構成する「経営企画会議」を隔週で開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に取締役会から委譲された範囲内で当社業務の執行及び施策の実施について審議しております。

ｃ．当社は、執行役員制度を設け、「執行役員規程」に基づき、その責任と権限を明確にして組織の効率的な運用を図るように努めております。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ．当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業集団としての経営効率の向上に資するため「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づいて子会社を管理し、必要に応じて報告を受けております。

ｂ．当社は、子会社に役員を派遣するなどし、企業集団として業務の適正を確保するための体制をとっております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

ａ．監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときはこれに応じることとします。

ｂ．監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人選、異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとします。

ｃ．監査等委員会の職務を補助すべき従業員が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会にかかわる業務を優先して従事するものとします。

⑦当社の監査等委員会への報告に関する体制

ａ．当社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

　取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営企画会議などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を受けることとしております。

b．子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者についても、当社の監査等委員会へ当該報告が報告される体制を整えております。

⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する規定を設けております。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることとしております。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの整備を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、当社の行動指針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断し、また、これらの活動を助長するような行為は行わない旨を定めております。行動指針は全役員及び従業員に配布し、周知徹底を図っています。

また、警察及び外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

（注）当社は、平成27年６月26日開催の第109回定時株主総会において定款の変更が決議され、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、同日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しておりますほか、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を９回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査役・監査等委員会の職務執行について

当事業年度において監査役会を４回、監査等委員会を７回開催し、事前に定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営執行会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに経営監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査をしております。

③ コンプライアンスについて

事業活動における遵法精神の徹底・強化を図ることを目的として社長を委員長とし社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を開催いたしました。

また、内部通報制度（コンプライアンスホットライン）を常設しております。

④ 当社グループにおける業務の適正化について

子会社の指導、育成を促進して企業集団としての経営の効率の向上に資するため「関係会社管理規程」に基づき子会社を管理し、子会社の業務の適正を確保しております。

（6）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社法施行規則第118条第３号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は下記のとおりです。

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株主は、一般に市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の方針の決定を支配する者も株主の皆さまの意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、“人々が安心して働ける環境づくり”を経営理念として掲げ、各種爆発事故防止をはじめとし、排気ガス規制、CO_2測定など環境保全ニーズにも幅広く対応したガスセンサー技術のパイオニアとして社会に貢献するとともに、「安全」を供給する企業としての責務を果たすべく、機器の販売のみならず、販売後の保守・点検及びガスを検知するセンサーの交換など定期的なメンテナンスにも積極的に取り組んでまいりました。その結果、現在、当社の主力製品である産業用ガス検知警報機器は、半導体・液晶、石油化学、建設、電力・ガス、鉄鋼、造船等の幅広い業種にてご利用いただいております。

また当社では、経営方針として、

ａ．技術の開発と経営の合理性から適正な利益を追求し、持続的な発展を目指す

ｂ．お客様には、高品質の製品と充実したサービスを提供し、安全な環境づくりに貢献する

ｃ．株主には、長期的視点に立った企業価値の向上をもって報いる

ｄ．取引先には、安定した取引を目指し共存共栄を図る

ｅ．従業員には、生活の安定と労働環境の向上をもって報いる

を掲げ、国内のトップメーカーから世界のトップメーカーへの飛躍を目標として日々邁進しております。

この目標を達成するため、（ア）競争力（価格・技術・品質）の強化、（イ）販売サービス体制の最適化という２つの観点から次の具体的施策を推進しております。

まず、（ア）競争力強化の具体策としては、自社独自の技術による新製品の開発により「多機能化・小型化」、「操作性・メンテナンス性の向上」、「高信頼性」を実現する製品差別化戦略を推進しており、これにより、価格・技術・品質面での競争力のさらなる強化を目指しております。

次に、（イ）販売サービス体制の最適化については、ユーザーの工場の新設・移転等の事業環境の変化に対応するため、拠点の新設・統合等を含む柔軟かつ機動的な再配置、最適なサービス体制を目指し、運用面での技術指導から保守点検に至るまで万全なサービスネットを構築し、ユーザーニーズを素早くキャッチアップする体制づくりを推進しております。

当社では、適切な企業集団の形成を図るため、次のとおりコーポレート・ガバナンス体制をとっております。

ａ．当社の取締役会は、９名の取締役からなり、迅速かつ適切な意思決定を行うため、定期的に取締役会を開催しております。また、執行役員制度を導入し、経営組織の効率化と責任の明確化を図っております。

ｂ．社外取締役を除く全取締役及び執行役員で構成する経営企画会議を隔週で開催し、経営・研究開発・生産・販売・品質管理・情報管理を中心とした業務全般に亘る意思決定と業務執行の迅速な対応を図っております。

c．監査等委員会は監査等委員４名で構成されており、内３名は、社外取締役であります。監査等委員は取締役会、経営企画会議その他重要な会議に出席並びに重要文書の閲覧等厳正な監査を実施して、取締役の意思決定の過程及び取締役の職務執行状況についても常に監視し、また、会計監査人より会計監査の監査計画の説明、会計監査の監査実施状況並びに監査結果の報告を受けると同時に、適宜情報交換を行っております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入・継続しております。

その概要は以下のとおりです。

a．本プラン継続の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして継続するものです。

b．本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる大規模買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

c．特別委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会規程に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

a．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものになっております。

b．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

c．株主意思を反映するものであること

本プランは、当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をもって発効することとしており、その導入・継続について株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

d．独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

e．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が１年のため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

（7）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして考えており、配当性向並びに株主資本配当率、財務状況等を総合的に勘案し、継続した安定配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、研究開発、製造設備の増強、販売・アフターメンテナンスサービス網の拡充など、今後の事業の展開に有効に活用してまいります。

平成28年３月期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、１株当たり12円とさせていただきました。これにより中間配当金10円を加えた年間配当金は１株当たり22円となります。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**26,993**	**流動負債**	**6,556**
現金及び預金	5,491	支払手形及び買掛金	2,313
受取手形及び売掛金	8,590	短期借入金	955
電子記録債権	1,403	リース債務	226
有価証券	7,500	未払費用	339
商品及び製品	1,412	未払法人税等	612
仕掛品	1,336	賞与引当金	823
原材料及び貯蔵品	339	製品保証引当金	102
繰延税金資産	594	受注損失引当金	1
その他	327	その他	1,181
貸倒引当金	△3	**固定負債**	**2,230**
固定資産	**16,148**	社債	400
有形固定資産	**10,550**	長期借入金	850
建物及び構築物	5,275	長期未払金	128
機械装置及び運搬具	233	リース債務	377
土地	4,198	繰延税金負債	428
リース資産	532	その他	46
建設仮勘定	36	**負債合計**	**8,787**
その他	273	**純資産の部**	
無形固定資産	**288**	**株主資本**	**33,089**
ソフトウェア	270	資本金	2,565
その他	18	資本剰余金	2,826
投資その他の資産	**5,309**	利益剰余金	27,967
投資有価証券	3,601	自己株式	△270
退職給付に係る資産	608	**その他の包括利益累計額**	**1,265**
繰延税金資産	0	その他有価証券評価差額金	925
その他	1,103	為替換算調整勘定	340
貸倒引当金	△4	**純資産合計**	**34,354**
資産合計	**43,141**	**負債純資産合計**	**43,141**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**23,417**
売上原価		**13,253**
売上総利益		**10,163**
販売費及び一般管理費		**6,548**
営業利益		**3,615**
営業外収益		
受取利息及び配当金	86	
持分法による投資利益	124	
受取保険金及び配当金	97	
補助金収入	63	
雑収入	37	409
営業外費用		
支払利息	37	
為替差損	94	
固定資産除却損	30	
雑損失	1	163
経常利益		**3,861**
特別利益		
固定資産売却益	106	106
特別損失		
固定資産売却損	1	
減損損失	134	
ゴルフ会員権評価損	2	
固定資産処分損	213	
退職給付制度改定損	20	373
税金等調整前当期純利益		**3,594**
法人税、住民税及び事業税	1,062	
法人税等調整額	△42	1,019
当期純利益		**2,574**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,574**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位:百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,565	2,826	25,880	△265	31,006
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△488		△488
親会社株主に帰属する当期純利益			2,574		2,574
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,086	△4	2,082
当連結会計年度末残高	2,565	2,826	27,967	△270	33,089

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	1,418	350	1,769	32,775
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△488
親会社株主に帰属する当期純利益				2,574
自己株式の取得				△4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△493	△10	△503	△503
連結会計年度中の変動額合計	△493	△10	△503	1,578
当連結会計年度末残高	925	340	1,265	34,354

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　　3社

・連結子会社の名称　　株式会社理研計器奈良製作所
台湾理研計器股份有限公司
理研計器商貿（上海）有限公司

※台湾理研計器股份有限公司は、平成28年3月14日付で理研実業股份有限公司から商号変更いたしました。

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称　　理研計器テクノクラート株式会社

・連結の範囲から除いた理由　　理研計器テクノクラート株式会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

（2）持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社の状況

持分法を適用した非連結子会社はありません。

②　持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　　3社

・主要な会社等の名称　　東京ミクロ精器株式会社
RKI INSTRUMENTS INC.

③　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　　理研計器テクノクラート株式会社
RIKEN KEIKI KOREA CO.,LTD.

・持分法を適用しない理由　　持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

④　持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日とは異なりすべて12月31日であります。なお、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（4）会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ハ．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

・時価法　ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対象となる借入債務に係る利息に加減して処理しております。

ニ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、一部製品については個別原価法

・仕掛品　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、一部仕掛品については個別原価法

・原材料及び貯蔵品　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物31～50年であります。

ロ．無形固定資産　自社利用のソフトウエア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ．リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員に対する賞与支給に備えるため、その支給見込額に基づき計上しております。
ハ．製品保証引当金	保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、過去の支出実績を基準にして算出した見積額を計上しております。
ニ．受注損失引当金	受注済製品の販売時の損失に備えるため、連結会計年度末における未引渡しの受注済製品に対し、販売時に見込まれる損失相当額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の工事

工事完成基準

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段：金利スワップ ヘッジ対象：借入金利息
ハ．ヘッジ方針	金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
ニ．ヘッジの有効性評価の方法	特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。 ・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
　数理計算上の差異（396百万円）及び過去勤務費用（25百万円）は、発生時に全額費用処理しております。
なお、年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に「退職給付に係る資産」を608百万円計上しております。
(追加情報)
　当社は平成28年１月に退職給付制度の一部を改定し、積立型の確定給付企業年金制度及び非積立型の退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行するとともに、非積立型の退職一時金制度を積立型の確定給付企業年金制度へと変更しております。
　確定拠出年金制度へ一部移行したものは、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号　平成14年１月31日）を適用しております。本移行に伴う影響額は、特別損失として20百万円計上しております。
　積立型の確定給付企業年金制度への変更に伴い発生した過去勤務費用（25百万円）は、発生時に全額費用処理しております。

ロ．消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3．会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当連結会計年度において、当社が保有する一部の建物について、将来の建替え計画に基づき、耐用年数を残存使用見込期間まで短縮しております。

この変更に伴い、従来の耐用年数によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ8百万円減少しています。

4．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　7,613百万円

（2）国庫補助金により有形固定資産の取得原価から直接減額した額

	圧縮記帳額
・建物	134百万円
・機械装置	2百万円

5．連結損益計算書に関する注記

・研究開発費の総額　1,435百万円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	23,661,000株	－株	－株	23,661,000株

（2）自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	455,781株	476株	－株	456,257株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加476株は、単元未満株式の買取による増加167株、持分法適用会社が取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分309株であります。

（3）剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．平成27年６月26日開催の第109回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　255百万円
・１株当たり配当金額　11円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月29日

ロ．平成27年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　232百万円
・１株当たり配当金額　10円
・基準日　平成27年９月30日
・効力発生日　平成27年12月７日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年５月12日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

・配当金の総額　279百万円
・１株当たり配当金額　12円
・基準日　平成28年３月31日
・効力発生日　平成28年６月6日

（4）当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達の他、社債による直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権には、顧客の信用リスクがありますが、当該リスク管理のため、当社グループは与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主として余資の運用を目的とした公社債投信や、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格及び為替の変動リスクがあります。当該リスク管理のため、発行体の財務状況や市場価格及び為替変動の継続的モニタリングを行っております。

支払手形及び買掛金は、概ね１年以内の支払期日です。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利借入には金利の変動リスクがありますが、一部については金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、借入に係る金利の変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。また、デリバティブ取引に対してヘッジ会計を行っており、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法等については、「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　（４）会計方針に関する事項　⑤重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
（1）現金及び預金	5,491	5,491	－
（2）受取手形及び売掛金	8,590	8,590	－
（3）電子記録債権	1,403	1,403	－
（4）有価証券及び投資有価証券	5,190	5,193	3
資産計	20,676	20,679	3
（1）支払手形及び買掛金	2,313	2,313	－
（2）短期借入金	955	964	9
（3）リース債務（流動負債）	226	226	0
（4）社債	400	400	0
（5）長期借入金	850	845	△5
（6）リース債務（固定負債）	377	377	0
負債計	5,123	5,128	5
デリバティブ取引	－	－	－

(注) １．金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、（3）電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

（1）支払手形及び買掛金、（2）短期借入金（１年内返済予定の長期借入金に係るものを除く）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）短期借入金（1年内返済予定の長期借入金に係るもの）、（5）長期借入金
これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
（3）リース債務（流動負債）、（6）リース債務（固定負債）
これらの時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
（4）社債
当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,011
公社債投信等	4,900

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（4）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

8．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　1,480円49銭
（2）1株当たり当期純利益　110円97銭

9．減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

（1）減損損失を認識した資産の概要

場　所	用　途	種　類
北海道函館市	社宅	建物及び土地
埼玉県鴻巣市	事務所	建物、構築物及び土地
石川県金沢市	事務所	建物、構築物及び土地
千葉県千葉市	事務所	建物及び土地

（2）減損損失の認識に至った経緯
社宅の今後の使用見込が無くなったこと及び営業所の移転に伴い、将来の使用見込みを検討した結果、今後の当該資産の回収可能価額を著しく低下させると判断したため、減損損失を認識するに至りました。
（3）減損損失の金額
上記資産に係る減損損失は134百万円であります。この内訳は、建物27百万円、構築物0百万円、土地106百万円であります。
（4）資産のグルーピングの方法
当社グループは、各種産業用測定機器の製造、販売を主事業としている専門メーカーであり、当社グループ全体をキャッシュ・フローを生み出す最少の単位として識別し、単一グループにしております。ただし、処分予定資産及び遊休資産については、個別資産ごとに独立した単位としてグルーピングしております。
（5）回収可能価額の算定方法
資産の回収可能価額は市場価格を適切に反映していると考えられる評価額に基づく正味売却価額によっております。

１０．重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**24,347**	**流動負債**	**6,384**
現金及び預金	3,406	買掛金	2,399
受取手形	1,528	短期借入金	550
電子記録債権	1,403	一年内返済予定の長期借入金	405
売掛金	6,682	リース債務	221
有価証券	7,500	未払金	873
商品及び製品	1,357	未払費用	302
仕掛品	1,204	未払法人税等	523
原材料及び貯蔵品	212	前受金	143
繰延税金資産	532	預り金	46
未収入金	323	賞与引当金	812
その他	196	製品保証引当金	102
貸倒引当金	△0	受注損失引当金	1
固定資産	**14,441**	その他	1
有形固定資産	**10,240**	**固定負債**	**2,219**
建物	4,901	社債	400
構築物	224	長期借入金	850
機械及び装置	126	リース債務	369
車両運搬具	0	繰延税金負債	425
工具、器具及び備品	260	長期預り保証金	3
土地	4,173	長期未払金	128
リース資産	520	その他	42
建設仮勘定	33	**負債合計**	**8,604**
無形固定資産	**239**	**純資産の部**	
ソフトウェア	221	**株主資本**	**29,259**
電話加入権	17	**資本金**	**2,565**
投資その他の資産	**3,961**	**資本剰余金**	**2,826**
投資有価証券	2,590	資本準備金	2,545
関係会社株式	294	その他資本剰余金	280
その他の関係会社有価証券	21	**利益剰余金**	**24,105**
破産更生債権等	1	利益準備金	422
長期前払費用	41	その他利益剰余金	23,682
前払年金費用	559	別途積立金	20,915
生命保険積立金	378	繰越利益剰余金	2,767
その他	79	**自己株式**	**△237**
貸倒引当金	△4	**評価・換算差額等**	**925**
		その他有価証券評価差額金	**925**
		純資産合計	**30,184**
資産合計	**38,788**	**負債純資産合計**	**38,788**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位:百万円）

科目	金額	
売上高		**22,618**
売上原価		**13,414**
売上総利益		**9,203**
販売費及び一般管理費		**6,221**
営業利益		**2,982**
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	337	
受取保険金及び配当金	96	
不動産賃貸料	14	
受取事務手数料	1	
補助金収入	63	
雑収入	27	549
営業外費用		
支払利息	33	
社債利息	3	
為替差損	102	
固定資産除却損	30	
雑損失	1	171
経常利益		**3,360**
特別利益		
固定資産売却益	106	106
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産処分損	213	
減損損失	134	
ゴルフ会員権評価損	2	
退職給付制度改定損	20	373
税引前当期純利益		**3,094**
法人税、住民税及び事業税	879	
法人税等調整額	△54	825
当期純利益		**2,268**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位:百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,565	2,545	280	2,826	422	15,115	6,787	22,325	△237	27,479
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						5,800	△5,800	－		－
剰余金の配当							△488	△488		△488
当期純利益							2,268	2,268		2,268
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	5,800	△4,019	1,780	△0	1,780
当期末残高	2,565	2,545	280	2,826	422	20,915	2,767	24,105	△237	29,259

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,417	28,897
事業年度中の変動額		
別途積立金の積立		－
剰余金の配当		△488
当期純利益		2,268
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△492	△492
事業年度中の変動額合計	△492	1,287
当期末残高	925	30,184

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
②　子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
③　その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

（2）デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

・時価法	ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対象となる借入債務に係る利息に加減して処理しております。

（3）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①　商品及び製品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法） ただし、一部製品については個別原価法
②　仕掛品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法） ただし、一部仕掛品については個別原価法
③　原材料及び貯蔵品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

（4）固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、主な耐用年数は建物31～50年、機械及び装置７年であります。
②　無形固定資産	自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③　リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（5）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、その支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、過去の支出実績を基準にして算出した見積額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注済製品の販売時の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡しの受注済製品に対し、販売時に見込まれる損失相当額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異（396百万円）及び過去勤務費用（25百万円）は、発生時に全額費用処理しております。

なお、年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に「前払年金費用」を559百万円計上しております。

(追加情報)

当社は平成28年１月に退職給付制度の一部を改定し、積立型の確定給付企業年金制度及び非積立型の退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行するとともに、非積立型の退職一時金制度を積立型の確定給付企業年金制度へと変更しております。

確定拠出年金制度へ一部移行したものは、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号 平成14年１月31日）を適用しております。本移行に伴う影響額は、特別損失として20百万円計上しております。

積立型の確定給付企業年金制度への変更に伴い発生した過去勤務費用（25百万円）は、発生時に全額費用処理しております。

（6）収益及び費用の計上基準

・完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の工事

工事完成基準

（7）ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段：金利スワップ ヘッジ対象：借入金利息
③ ヘッジ方針	金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
④ ヘッジの有効性評価の方法	特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

（8）その他計算書類作成のための基本となる事項

・消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び１株当たり情報に与える影響はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「受取保険金及び配当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「受取保険金及び配当金」は19百万円であります。

4．会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当事業年度において、当社が保有する一部の建物について、将来の建替え計画に基づき、耐用年数を残存使用見込期間まで短縮しております。

この変更に伴い、従来の耐用年数によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ８百万円減少しています。

5．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　7,120百万円

（2）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

・短期金銭債権　1,009百万円

・短期金銭債務　439百万円

（3）取締役に対する金銭債務

・長期未払金　21百万円

（4）国庫補助金により有形固定資産の取得原価から直接減額した額

圧縮記帳額

・建物　132百万円

6．損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

・売上高　3,151百万円

・仕入高　1,748百万円

・営業取引以外の取引高　290百万円

（2）研究開発費の総額　1,412百万円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	406,544株	167株	－株	406,711株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加167株は、全て単元未満株式の買取による増加であります。

8．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産

賞与引当金損金否認	250百万円
たな卸資産評価損否認	25百万円
たな卸資産期末廃棄損否認	36百万円
未払事業税否認	43百万円
未払金否認	87百万円
未払費用否認	40百万円
製品保証引当金否認	31百万円
その他	16百万円
計	532百万円

② 固定資産

建物減価償却超過額	60百万円
減損損失否認	41百万円
固定資産の評価差額	17百万円
長期未払金否認	39百万円
投資有価証券評価損否認	73百万円
ゴルフ会員権評価損否認	8百万円
その他	9百万円
計	249百万円
繰延税金資産合計	782百万円
評価性引当額	△95百万円
繰延税金資産再計	686百万円

(繰延税金負債)

① 固定負債

前払年金費用	△171百万円
その他有価証券評価差額金	△408百万円
計	△579百万円
繰延税金負債合計	△579百万円
繰延税金資産の純額	106百万円

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の主な内訳

法定実効税率	33.1 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9
税額控除	△7.3
住民税均等割等	1.6
税率変更による影響額	0.8
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.7

（3）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以後解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払いが見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年４月１日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産が33百万円、繰延税金負債が31百万円、それぞれ減少し、法人税等調整額が23百万円、その他有価証券評価差額金が22百万円、それぞれ増加しております。

9．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（1）当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	122百万円	113百万円	9百万円
工具、器具及び備品	6百万円	2百万円	3百万円
合計	129百万円	115百万円	13百万円

（2）当事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

１年内	14百万円
１年超	2百万円
合計	16百万円

（3）支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

・支払リース料	24百万円
・減価償却費相当額	20百万円
・支払利息相当額	1百万円

（4）減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（5）利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

１０．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関係内容 役員兼任の有無	関係内容 事業上の関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱理研計器奈良製作所	奈良県桜井市	千円 50,000	ガス保安機器製品及び電子機器の製造販売	（所有）直接100%	兼任有	当社製品の組立配線	当社製品の組立配線	1,267	買掛金	291
関連会社	RKI INSTRUMENTS INC.	米国カリフォルニア州	千US$ 130	ガス検知器の販売・アフターサービス	（所有）直接38.5%	兼任有	当社製品の販売	北米における当社製品の販売	1,584	売掛金	329

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社への当社製品の販売及び仕入については、市場価格を参考に決定しております。

１１．１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額	1,298円04銭
（2）１株当たり当期純利益	97円56銭

１２．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２８年5月２６日

理研計器株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿　部　　功	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美久羅　和　美	印

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、理研計器株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、理研計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２８年5月２６日

理研計器株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿　部　　功	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美久羅　和　美	印

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、理研計器株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年3月３１日までの第１１０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第110期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月30日

理研計器株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　中野信夫　㊞

監査等委員　服部弘志　㊞

監査等委員　田中龍彦　㊞

監査等委員　尾坂周作　㊞

（注）　監査等委員服部弘志、田中龍彦及び尾坂周作は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	小林（こばやし）　久悦（ひさよし） （昭和22年８月７日生）	昭和49年１月　当社入社 平成８年３月　当社生産本部製造部長 平成15年６月　当社取締役執行役員生産本部製造部長兼桶川工場長 平成16年10月　当社取締役執行役員生産本部副本部長兼品質管理センター長 平成19年３月　当社取締役執行役員生産本部長 平成21年６月　当社常務取締役上席執行役員管理本部長兼経理部長 平成23年６月　当社取締役専務執行役員管理本部長兼経理部長 平成24年１月　当社取締役専務執行役員管理本部長 平成25年８月　当社代表取締役 平成25年12月　当社代表取締役社長（現任）	77,900株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	松村（まつむら）　晃司（こうじ） （昭和26年11月10日生）	昭和49年４月　当社入社 平成13年６月　当社営業本部営業技術部長 平成18年６月　当社取締役執行役員営業本部カスタムエンジニアリング部長 平成19年３月　当社取締役執行役員営業本部営業企画部長 平成21年６月　当社取締役執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 平成23年６月　当社取締役常務執行役員営業本部長兼ＭＲＤ室長 平成24年１月　当社取締役常務執行役員営業本部長兼営業技術部長 平成26年４月　当社取締役常務執行役員営業本部長 平成27年１月　当社取締役常務執行役員エンジニアリング本部長兼エンジニアリング部長（現任）	56,900株
3	小谷野（こやの）　純一（じゅんいち） （昭和33年４月５日生）	昭和56年４月　当社入社 平成19年３月　当社技術開発本部技術部長 平成19年６月　当社執行役員技術開発本部技術部長 平成21年６月　当社取締役執行役員技術開発本部技術部長 平成21年７月　当社取締役執行役員技術開発本部副本部長 平成24年１月　当社取締役執行役員生産本部副本部長 平成26年４月　当社取締役執行役員開発・生産本部長 平成26年６月　当社取締役常務執行役員開発・生産本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社理研計器奈良製作所　代表取締役社長	39,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	石地（いしぢ） 徹（とおる） （昭和28年２月４日生）	昭和53年４月　当社入社 平成14年３月　当社技術開発本部研究部長 平成19年３月　当社品質管理センター長 平成19年６月　当社執行役員品質管理センター長 平成21年６月　当社取締役執行役員品質管理センター長 平成24年１月　当社取締役執行役員技術開発本部副本部長兼研究部長 平成26年４月　当社取締役執行役員営業本部副本部長兼営業技術部長 平成27年１月　当社取締役執行役員営業本部長兼営業技術部長 平成27年４月　当社取締役執行役員営業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 台湾理研計器股份有限公司　董事長	42,900株
5	松本（まつもと） 哲哉（てつや） （昭和39年10月13日生）	昭和62年４月　当社入社 平成18年７月　当社執行役員経理部長兼経営監査室長 平成19年３月　当社執行役員管理本部経理部長兼社長室長 平成21年６月　当社取締役執行役員管理本部総務部長兼経営企画室長 平成21年７月　当社取締役執行役員管理本部副本部長兼総務部長兼経営企画室長 平成26年４月　当社取締役執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長（現任）	49,800株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場：東京都板橋区小豆沢二丁目８番25号
理研計器株式会社　本社別館会議室
電 話（03）3966-1121（代表）
最　寄　駅：都営地下鉄三田線「志村坂上駅」Ａ１出口から徒歩約10分
国際興業バス　「小豆沢一丁目」バス停下車　徒歩約５分

